

(案)

誰ひとり取り残さない社会を目指した提言

～困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化に向けて～

1 子どもの貧困対策の強化

(1) 地方の実情に応じた取組への支援強化

ア 貧困に係る全国統一的な基準の指標を用い、都道府県・市町村別の比較・分析等が可能となる十分なサンプル数による全国調査の実施と都道府県・市町村別データの提供を行うこと。

イ 「地域子供の未来応援交付金」が地域の実情に応じた取組を促進させる交付金となるための運用の弾力化や事業の恒久化を図ること。

ウ 市町村の役割強化に向けて、子どもの貧困対策における市町村の役割を明確化するとともに、十分な財政支援を行うこと。

(2) 学校等をプラットフォームとした支援策の充実・強化

ア 小学校における教科担任制の導入による教育の質の向上や、小中学校等における少人数によるきめ細かな指導体制の構築及び小中学校等における児童生徒支援の強化等に向けた教職員定数の更なる拡充を図ること。

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充(「スクールカウンセラー等活用事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」の実施主体を市区町村まで拡大等)や待遇改善のための十分な財源の確保、人材の確保による教育相談体制の更なる強化を図ること。

ウ 生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習・生活支援について、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業の国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引上げなど財政支援を強化すること。

(3) 子どもの居場所の確保・充実

ア 要支援児童等への見守り強化や、子どもを中心としつつ、多世代交流等の場としての役割が期待される「子ども食堂」等は、子どもたちの居場所や食を支える重要な拠点となっていることから、人材・施設の確保や物資の受入、保管分配など継続的な運営が可能となるための支援を充実すること。

(4) 学びに係る経済的負担の軽減支援

ア 市町村が実施する準要保護児童生徒に係る就学援助が、財政状況によって対象者の範囲や要件が制限されないよう、財源の確保を行うこと。

イ 高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金、高等学校等専攻科の生徒への修学支援、高等教育の修学支援新制度など、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費負担軽減施策の更なる充実のための財政支援を強化すること。

ウ 私立小中学校等に対する授業料減免支援について、入学後の家計急変世帯に限らず補助対象とするなど、国による更なる支援を充実すること。

エ 私立高等学校等の実質無償化について、高等学校等就学支援金制度における年収区分を境

に逆転現象が生じる世帯への支援など、国による更なる支援を充実すること。

オ 単位制高等学校進学者や休学に伴い修業年限を超過する者等に対する支給月数等の制限の解消など、高等学校等就学支援金の拡充を図ること。

カ 公共職業能力開発施設で実施する若年者を対象とした訓練課程について、給付型奨学金の制度を創設すること。

(5) 生活安定のための支援強化

ア 養育費の取り決めを仲介する専門家や養育費相談員の配置に係る更なる財政支援を行うこと。

イ 養育費の重要性についての広報や離婚届時の情報提供、離婚前からの相談支援など、当事者への周知や支援を強化すること。また、協議離婚時の養育に関する取決めの義務化や養育費の立て替えや強制徴収の制度など、国による履行確保の強化に向けた具体策の早期の提示と地方の取組への支援を行うこと。

ウ 児童扶養手当額の増額及び所得制限限度額の引上げを行うこと。また、多子加算額の増額及び支給額遞減措置の撤廃、年度途中の家計急変世帯への特例措置の創設を行うこと。

エ 民間アパート等を活用した母子保護の実施に対する補助制度や給付型の住居費支援制度を創設すること。

オ 母子父子寡婦福祉資金に係る連帯保証人なしの場合の貸付利率の引下げや償還免除の要件緩和等を行うこと。また、生活福祉資金に係る所得制限の引上げ及び両資金の貸付限度額の引上げを行うこと。

カ ひとり親家庭の正規雇用促進に向けた企業への支援を拡充すること。

2 児童虐待防止対策の推進等

(1) 未然防止のための支援策の充実

ア 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開に向けて、設置を促進するための専門的な人材及び必要な財源を着実に確保すること。

イ 乳幼児期の親育てプログラムの開発・普及や家庭の教育力の向上への支援を行うこと。

ウ 虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制について、国において初期相談に対応し、相談内容を十分見極めた上で都道府県や児童相談所等へ報告するシステムとすること。

(2) 児童相談所の機能強化

ア 児童福祉司及びSV職員等の専門的人材の確保や育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援を行うこと。また、一時保護所等の質の向上のための施設整備に係る財政支援の更なる拡充や第三者による評価の義務化、受審費用への財政支援を行うこと。

イ 児童福祉司等を養成する大学等の学部や学科の創設支援も含めた児童福祉人材養成の充実を図ること。

ウ 専門の研修機関の設置など、国主導による人材育成システムを構築すること。

エ 国における児童虐待対応事案の支援として、AI技術を活用した全国統一ツールの早期開発を推進するとともに、モデル事業の導入に係る財政支援を行うこと。

(3) 母子保健から児童福祉までの切れ目のない支援体制の構築

ア 全市町村への子ども家庭総合支援拠点の設置促進(児童人口規模の特に小さい自治体への家庭支援員の最低配置基準の緩和等)や、要保護児童対策地域協議会調整機関の専門性向上、財政支援等の強化を図ること。

イ 特定妊婦等に対し、産前・産後から自立までの切れ目のない支援を行えるよう、妊娠中から母子生活支援施設への通常入所を可能とするため、児童福祉法等の改正、及び市町村や医療機関、母子生活支援施設などの連携体制の構築・強化を行うこと。

ウ 地域住民の相談者かつ支援者である民生委員・児童委員の活動に対し、市町村や社会福祉協議会による組織的な支援が可能となる仕組みづくりを行うとともに、財政支援の充実を図ること。

3 困難な環境にある子どもへの支援強化

(1) 「都道府県社会的養育推進計画」に基づく家庭養育優先原則の実現

ア 家庭養育優先原則の実現に向け、里親養育支援体制の強化や養子縁組の推進に要する財政支援を拡充すること。

イ 里親制度の活性化に向けて、多様な里親類型の創設や里親の名称変更の検討を行うこと。

ウ 里親制度の活性化に向けて、一時保護委託など短期間の委託を受ける里親について、質を確保しつつ登録要件の見直しを図るなどの検討を行うこと。

エ 児童養護施設等の小規模化や地域分散化、多機能化等に対応するため、施設整備及び人材確保に向けた財政支援を拡充すること。

オ 児童養護施設退所者等の自立に向けて、退所後の生活を見据えた適切な自立支援(リービングケア)及び退所後の相談・支援拠点や居場所づくり、自立に向けた訓練など、長期的に見守り、支える仕組みを構築すること。

カ 児童養護施設退所者等の自立に向けて、地方自治体や民間団体による地域の実情に応じた支援体制の強化に向けた財政支援の拡充及び自立支援資金貸付事業における返還免除規定の継続勤務年数要件の緩和等による支援の充実を図ること。

キ 児童養護施設入所者等の学びや体験の機会を確保するため、小学生の学習塾費用を支援対象とするとともに、学習塾以外の習い事についても幅広く支援を行うこと。

ク 児童家庭支援センターの安定的な運営及び設置促進のための財政支援を拡充すること。

(2) ヤングケアラーへの支援の強化

ア 地方自治体や民間団体が行う取組への財政面も含めた支援を充実すること。

- ・学校や福祉機関、地域など、子どもの近くにいる人々が理解を深める研修等
- ・困ったときに相談できる窓口や支援体制の構築
- ・支援が必要なヤングケアラーの実態を把握する調査

イ ヤングケアラーの気持ちに寄り添った広報・啓発による社会的認知度及び社会全体で支援する機運の向上を図ること。

(3) 心に悩みを抱えた子ども・若者を孤立させない体制づくり

ア SNSを活用した相談やアウトリーチ型の支援など、不安や生きづらさを抱える人を孤立させない体制づくりへの支援を充実すること。

イ 困難な環境にある子ども・若者の育成支援に関する様々な相談にワンストップで応じるため、教育、福祉、保健医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有等を行う「子ども・若者支援地域協議会」の設置・運営に係る支援を充実すること。

(4) フリースクール等を利用する家庭への支援制度の整備

ア 不登校児童生徒が利用する民間施設(いわゆるフリースクール)を利用する児童生徒の家庭に対する支援制度を検討すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒等への支援対策の充実

ア 障害福祉制度の対象外となるか否かに関わらず、医療的ケアが必要な子どもとその家族の実態及び家族のニーズを継続的に把握するための仕組みを構築するとともに、医療的ケア児支援センターなど相談支援体制整備に対する財政的支援を充実すること。また、施設種別による看護師配置の差異を解消するとともに、国の補助事業における補助割合の引上げなど、更なる支援の充実を図ること。

イ 外国につながる子どもについて、母語や文化・習慣の違いを尊重しつつ、日本における生活の礎として必要な学力等を身に付けることができるよう、日本語学習に関する支援の充実及び将来を見通した進路を選択できるキャリア支援等の包括的な支援の充実を図ること。

(6) 子どもの最善の利益が保障される社会の構築

ア 親権者等による体罰等によらない子育てが推進されるよう、指針の周知徹底、及び子どもの健やかな育ちや権利を保障できるような懲戒権の在り方の検討を行うこと。

イ 予期せぬ妊娠など支援が必要な妊婦等の心情に寄り添うとともに、授かった命を尊重し、子どもを社会全体で守り育てるための新たな制度を検討すること。